

松江市報酬費用弁償支給条例の一部を改正する条例

松江市報酬費用弁償支給条例（平成 17 年松江市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
別表第 1(第 2 条関係)		別表第 1(第 2 条関係)	
区分	報酬額	区分	報酬額
教育委員会委員	月額 <u>64,000 円</u>	教育委員会委員	月額 <u>62,000 円</u>
選挙管理委員会委員	委員長 月額 <u>64,000 円</u> 委員 同 <u>38,000 円</u> 補充員で臨時に充てられた委員 日額 <u>8,900 円</u>	選挙管理委員会委員	委員長 月額 <u>62,000 円</u> 委員 同 <u>37,000 円</u> 補充員で臨時に充てられた委員 日額 <u>8,600 円</u>
監査委員	識見を有する者の中から選任された代表監査委員 月額 <u>182,000 円</u> 監査委員 同 <u>176,000 円</u> 市議会議員の中から選任された監査委員 同 <u>47,000 円</u>	監査委員	識見を有する者の中から選任された代表監査委員 月額 <u>176,000 円</u> 監査委員 同 <u>170,000 円</u> 市議会議員の中から選任された監査委員 同 <u>45,000 円</u>
公平委員会委員	委員長 日額 <u>16,000 円</u> 略	公平委員会委員	委員長 日額 <u>15,000 円</u> 略
農業委員会委員	会長 月額 <u>44,000 円</u> に、農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じ、予算の範囲内において市長が定める額を加算した額 副会長 同 <u>36,000 円</u> に、農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じ、予算の範囲内において市長が定める額を加算した額	農業委員会委員	会長 月額 <u>42,000 円</u> に、農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じ、予算の範囲内において市長が定める額を加算した額 副会長 同 <u>35,000 円</u> に、農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じ、予算の範囲内において市長が定める額を加算した額

	委員 同 <u>29,000 円</u> に、農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じ、予算の範囲内において市長が定める額を加算した額		委員 同 <u>28,000 円</u> に、農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じ、予算の範囲内において市長が定める額を加算した額
農地利用最適化推進委員	月額 <u>16,000 円</u> に、農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じ、予算の範囲内において市長が定める額を加算した額	農地利用最適化推進委員	月額 <u>15,000 円</u> に、農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じ、予算の範囲内において市長が定める額を加算した額
感染症診査協議会委員	日額 <u>10,800 円</u> 以内において市長が定める額	感染症診査協議会委員	日額 <u>10,700 円</u> 以内において市長が定める額
社会教育委員及び審査会、審議会等の委員その他の構成員	日額 <u>9,700 円</u> 以内において市長が定める額	社会教育委員及び審査会、審議会等の委員その他の構成員	日額 <u>9,400 円</u> 以内において市長が定める額
松江歴史館館長、小泉八雲記念館館長、総合文化センター館長及び学芸専門監	月額 <u>310,000 円</u> 以内において市長が定める額	松江歴史館館長、小泉八雲記念館館長、総合文化センター館長及び学芸専門監	月額 <u>299,000 円</u> 以内において市長が定める額
公民館長	月額 <u>233,000 円</u> 以内において市長が定める額	公民館長	月額 <u>225,000 円</u> 以内において市長が定める額
社会教育指導員	月額 <u>161,000 円</u>	社会教育指導員	月額 <u>155,000 円</u>
略		略	

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。